Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災 令和6年6月17日14時00分 近 畿 地 方 整 備 局

(一社)近畿不動産鑑定士協会連合会と災害時の鑑定評価に関する協定を締結

~ 災害発生時における速やかな用地の取得又は使用に向けた協力体制を確立 ~

近畿地方整備局では、一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会と「災害時における近畿地方整備局管内の不動産鑑定業務に関する協定書」にかかる締結式を下記のとおり、開催いたします。

この協定により、災害発生時に円滑な復旧工事を進めるため、補償額の算定に必要な不動産鑑定 評価書を迅速に得ることが可能となります。

1. 協定書の目的・内容

近畿地方整備局では南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備えて、関係団体、企業等との協力体制の確立に取り組んでいます。今般の能登半島地震も踏まえ、災害復旧・復興にあたり、土地の鑑定評価の業務を担っていただくこととなる不動産鑑定士との間であらかじめ災害協定を締結することとしました。

本協定の締結により、不動産鑑定評価業務にかかる発注手続きに要する時間を短縮し、適切な不動産鑑定士に災害発生箇所を指定して鑑定評価を依頼することが可能になります。また、適切な不動産鑑定士を選定し、業務を依頼することで、補償額の算定に必要な不動産鑑定評価書を迅速に得ることが可能となります。

なお、不動産鑑定士協会と災害協定を締結する地方整備局は今回で3例目となります。

2. 協定書の締結式

開催日時 令和6年6月20日(木) 14時00分から14時30分(予定) 式場 大手前合同庁舎 8階局議室

※取材希望の報道関係者の方は、別紙を参照の上、6月18日(火)17時までにお申し込みください。

<取扱い>

<配布場所>近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

用地企画課 課長 服部 桂子(はっとり けいこ)

用地企画課 課長補佐 堀田 徹也(ほりた てつや)

電話番号:06-6942-1141(代表)

1. 取材申し込みについて

締結式当日の取材を希望される方は近畿地方整備局用地部用地企画課までメールにて事前申込をお願いいたします。

(1)申込期日:令和6年6月18日(火)17時

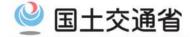
申込先(用地企画課代表メールアドレス):kkr-syouchi@mlit.go.jp

- (2)下記事項をメールに記載願います。
 - ① 件名:【取材希望】災害協定書の締結式
 - ② 会社名及び部署名
 - ③ 取材者の役職、氏名(ふりがな)(※取材者全員分)
 - ④ 連絡先(電話、メールアドレス)(※代表者 1 名)

2. 留意事項

- ・現地では職員の指示に従ってください。
- ・取材中は自社腕章を掲示の上取材してください。

(一社)近畿不動産鑑定士協会連合会との災害協定の締結について



< 背景 >

- ■近年、気候変動の進行により、短時間強雨の発生頻度が増えるなど水災害が激甚化・頻発化している。また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が切迫しているとされ、併せて津波による甚大な被害についても懸念されている。
- ■応急復旧工事は、基本的に官地内での施工となるが、場合によっては新たな用地取得や工事用道路等の土地使用が必要となり、土地所有者等に対して「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、補償額を説明し承諾を得る必要がある。
- ■補償額の算定にあたっては、不動産鑑定士に対して、土地評価に必要な不動産鑑定評価書を依頼 、 しているが、大雨、地震等の災害時の急を要する場合でも、依頼が必要となる。

< 目 的 >

■あらかじめ不動産鑑定士の確保やその方法にかかる事項を定めた協定(災害協定)を、(一社)近 畿不動産鑑定士協会連合会と締結し、災害発生時には協定を適用することで、速やかな用地の取 得または使用を実施し、被害の拡大防止や迅速な災害復旧を実現することを目的とする。

< 効 果 >

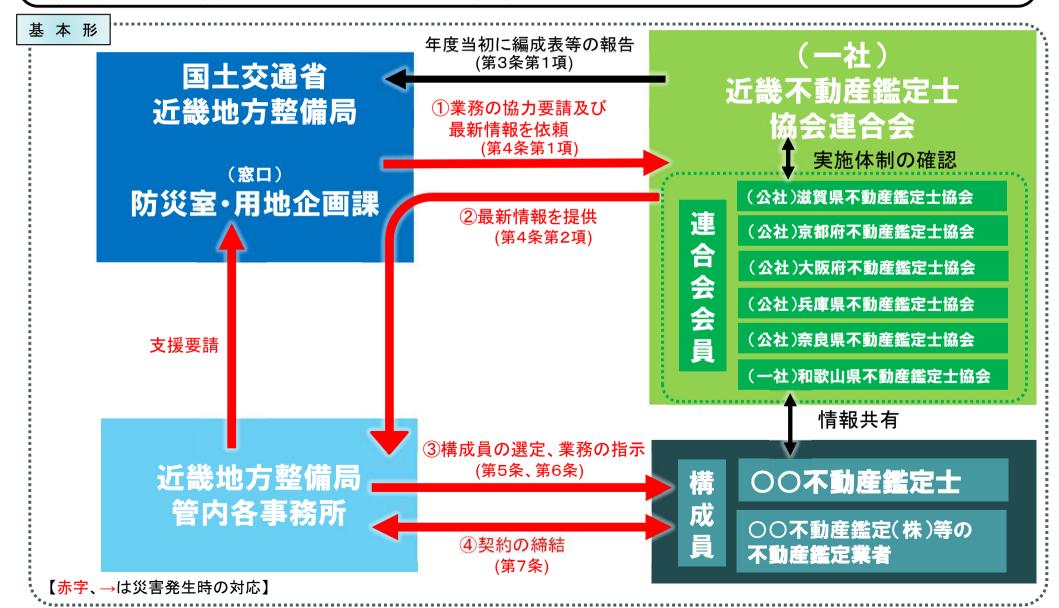
- ■事業箇所以外は鑑定評価業務の範囲に含まれておらず、新たに業務の発注が必要となるが、新たな発注手続きには、通常2ヶ月程度の時間を要する。
 - →(一社)近畿不動産鑑定士協会連合会の協力を得ることによって、発注手続きに要する時間を 短縮し、適切な不動産鑑定士に災害発生箇所を指定して鑑定評価を依頼することが可能と なる。
- ■円滑な復旧工事を進めるため、緊急時の補償額については、速やかに算定を行うことが必要。
 - →適切な不動産鑑定士を選定し、業務を依頼することで、補償額の算定に必要な不動産鑑定評価 書を迅速に得ることが可能となる。

(一社)近畿不動産鑑定士協会連合会との災害協定の締結について



< 災害協定の概要 >

- ■災害発生時に管内各事務所から支援要請を受け、本局から(一社)近畿不動産鑑定士協会連合会に業務の協力要請及び構成員の最新情報の提供を依頼。
- ■構成員の最新情報をもとに、業務の指示や契約の締結等を行う。



(一社)近畿不動産鑑定士協会連合会との災害協定の締結について

